

## 目 次

告 示	ページ
16 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正…	1
辞 令	
事務所長の任免について ……………	2
事務所長の任免について ……………	2
公平委員会規則	
7 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………	2

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 16 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 3 年 1 月 1 日から実施した。

令和 3 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

改正後	改正前																								
<p>2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務</p> <p>(1) 総括店 (略)</p> <p>(2) 収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">公金の出納所 轄事務所</td> <td style="width: 25%;">取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕</td> <td style="width: 50%;">収納店の名称 (会費収納の事務)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南蒲原郡 田上町事務所</td> <td>第四北越銀行 加茂中央支店 加茂市</td> <td>第四北越銀行 加茂中央支店 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公金の出納所 轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	(略)			南蒲原郡 田上町事務所	第四北越銀行 加茂中央支店 加茂市	第四北越銀行 加茂中央支店 (略)	(略)			<p>2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務</p> <p>(1) 総括店 (略)</p> <p>(2) 収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">公金の出納所 轄事務所</td> <td style="width: 25%;">取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕</td> <td style="width: 50%;">収納店の名称 (会費収納の事務)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南蒲原郡 田上町事務所</td> <td>第四北越銀行 加茂支店 加茂市</td> <td>第四北越銀行 加茂支店 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公金の出納所 轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	(略)			南蒲原郡 田上町事務所	第四北越銀行 加茂支店 加茂市	第四北越銀行 加茂支店 (略)	(略)		
公金の出納所 轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)																							
(略)																									
南蒲原郡 田上町事務所	第四北越銀行 加茂中央支店 加茂市	第四北越銀行 加茂中央支店 (略)																							
(略)																									
公金の出納所 轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)																							
(略)																									
南蒲原郡 田上町事務所	第四北越銀行 加茂支店 加茂市	第四北越銀行 加茂支店 (略)																							
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

辞

令

**事務所長の任免について（辞令）**

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和 3 年 10 月 1 日付け 佐渡市事務所長を免ずる 渡 辺 竜 五

**事務所長の任免について（辞令）**

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和 3 年 10 月 20 日付け 佐渡市事務所長を命ずる 伊 貝 秀 一

**公 平 委 員 会 規 則**

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 3 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

**新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 7 号**

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
4 村 上 市		4 村 上 市	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 (総務課関係) 総務管理室長 人事管理室 長 秘書室長 <u>総務管理室 の法規審査担当の職員 人 事管理室の人事、給与又は服 務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。)</u>		福祉事務所長 (総務課関係) 総務管理室長 人事管理室 長 <u>秘書係長</u>
	<u>秘書室の秘書担当の職員 (企画財政課関係)</u> 財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長		
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。